

告発状

個人情報流出事故の可能性の指摘

キャリア側システム実装のセキュリティホール指摘

潜在的危険の説明

関連法、及び法論拠（付録）

著者：小坪慎也

目次

第一章 概略説明

第二章 時系列（事象データ）

第三章 問題点 1（私個人を中心とした問題）

問題点 2（キャリアのシステム的问题）

問題点 3（想定される犯罪、性的略取等）

第四章 改善提案 1（短期第一次）

改善提案 2（長期第二次）

改善提案 3（将来的展望）

第五章 意見

付録：参考資料

第一章 目的

本書は、緊急性を強く呼びかける目的から「告発」の形をとった、業務改善依頼である。このような形をとらざるを得なくなった経緯については、本書内部にて後述。キャリア自体が個人情報保護法を含む、法律をシステムとして満たしていないのではないかという指摘を行う。インフラである携帯キャリア、その非常に高い公益性という視点で考察した上で緊急性の高い業務改善を依頼することを目的とする。

第二章 時系列（事象データ）

時系列に従い、本件に関連する事象・事実を説明していく。

2007/11/17 早朝 05:50 頃

SNSサイト（モバゲータウン：株式会社DeNA社）にて、私は、あるユーザーAとメールアドレスを交換。氏名・住所については教えていない。

注1）モバゲータウンの規約ではアドレス交換は規約違反である。

注2）しかし完全に防止できるシステムは実装されてはいない。

注3）よってメールアドレス・電話番号の交換は日常的に行われている現状がある。

注4）繰り返すが SNS サイト内規約では禁止行為となっており、

本件について DeNA 社に責任を追及することを、現段階では考えていない。

2007/11/17 早朝 05:50 頃 直後

交換したメールアドレスを用いて、電話番号を交換。

以降はユーザーA とのメール履歴（携帯アドレス使用、履歴保存済み）
問題とされるメールをメインに抜粋。データ保存（外部出力）済み。

一番問題であるメール内容

12/11(火) 12:29

Sb(non title)

一つだけ

いいこと教えてあげる

電話番号と誕生日が分かれば、
契約者の名前も分かる
んだよー＼(^o^)/

故に小坪慎也くんが
法人契約じゃないことも
分かっています(^w^)9m

以降、時系列で記載していきます。

12/ 8(土) 15:28

Sb Re:

メール返す暇あるなら
サークルの話し合いに参加
しなさい

ネット上で叩くことが目的と
思われる。

12/ 8(土) 19:18

Sb(non title)

小坪く~ん
トドメ刺していいかな？

通称：荒らしの派生型だろうか？

12/ 8(土) 19:25

Sb(non title)

いつトドメ刺していい？(*
^_^*)

脅しに聞こえる。

12/ 8(土) 19:31

Sb(non title)

早く連絡して？
じゃないと止まらないよ

個人情報をもとに、要求してきた。

12/ 8(火) 19:41

Sb Re:

いい加減
目障りだから(*^_^*)
(以下、無関係なため略)

12/ 9(日) 16:34

Sb(non title)

君が忙しいのは
承知しているつもりだ

だが、ワシとの約束は
今日の昼までだった筈

それに対して
謝罪や弁解は無いの？

12/ 9(火) 16:40

Sb Re:

文字で済ませるつもりなん
だ…

ふーん…

12/11(火) 12:29

Sb(non title)

一つだけ
いいこと教えてあげる

問題発言。

電話番号と誕生日が分かれば、
契約者の名前も分かる
んだよー＼(^o^)/

故に小坪慎也くんが
法人契約じゃないことも
分かっています(^w^)9m

12/ 13(日) 11:15

Sb(non title)

すまん
フィルタリングの件で
話がしたいんだが...

時間とれる？

総務省発表の件。
キャリアに聞いて欲しいものだと
思いました。
なんで私に聞くのだろう？

12/ 13(木) 11:20

Sb Re:

情報じゃなくてね
いつから実施？
10日に発表あったじゃな
い？

当然、わかりません。

各ショップは
既に実施しなきゃいかんの
？

12/ 13(木) 11:28

Sb Re:

ワシの勤めてたショップ
→そんな通知来てない

通知が来てるかどうかなど、把握できません。
本人は（自称）ショップ関係者と判明

知り合いのショップ
→そんな通知来てない

12/ 13(木) 11:46

Sb[モバゲー]ニュース記事

実施は 2008 年 3 月を目処に
って書いてあるよ～

ソニー系列のフランチャイズのようだ、
ということが判明。

塚、ワシのいたショップに
通知すら来てないのはおか
しいのよ？

バック、ソニーだけ？

12/ 13(木) 21:03

Sb ねえ

いつ選考基準解散するの？
やんやん待ち？

私がネット上で管理するサークルの解散
を要求してきた。

12/ 13(木) 14:11

Sb(non title)

参加人数 4 人して
許可制にしろ

サークルの管理などに口を出してきた。

今更新規を入れるな
目障りだ

以上が時系列に基づく履歴データとなる。

他、電話にていろいろ言われたが、履歴が手元にないこと・事実確認が不可能なことから、時系列データからは除外した。

目視にてはん訳を起こした内容だが、一部誤植などの可能性もある。

ただし上記についてはデータにて保存されており、このようなメールを受信したという事実の確認は可能である。

(以下、事実確認可能なキャリアとの時系列データ)

(青書きは私の当時の気持ち、注釈)

2007/12/14 14:30 頃

対応：au ショップ行橋店（安川通り沿い）

女性店員、のち男性（責任者？）

時間にして 10 分程度。

キャリア対応の案件と説明を受け、157 を聞く。

(私の気持ち)

このようなメール内容は虚偽に違いない。

またこのようなショップ端末不正使用が事実であれば、キャリアにて厳重に「注意」してもらい、またキャリアにも責任追及をする構え。

2007/12/14 15:00 頃（同日）

157、「5」のオペレーターに私より電話。

上席：日向氏に状況報告、及び嘆願。

この時点で、「ショップ端末からの DB へのアクセス履歴（ログ）」をキャリアが保持・管理していない、という事実を知らされる。

この事実は、上記メール内容の可能性を裏付けるかたちとなった。

また警察に被害届を提出しても、被疑者を追跡するという捜査協力はキャリアのシステムからは即時はできないという事実が発覚した。

- ・不正使用者がいたと想定して、その動きを止める目的の内部資料の発行
- ・キャリア DB へのシステム実装（ショップからのアクセスログ管理）

の二点の改善提案を行った。

私自身、取り乱していたこともあり、

感情的になってしまった部分がある。

その直後、数度の伝言をお願いした。

内容は「KDDI の上席という立場のため解決する手法や日時などは言いたくても言えない立場にある」という日向氏の立場を、考慮せず問い詰めてしまい、それに対する謝罪とエールである。

エールの内容は、本書の根底に流れるものと変わらず、キャリアの公益性、社会にとっての（未来への）宝だ、という内容。

(私の気持ち)

最初は怒りにまかせていたが、問題の大きさを把握。

キャリアの対応に任せ、静観の構え。

三日間は静観を約束。内部資料（またはそれに類するもの）により、緊急の足止めの施策を待つこととする。

2007/12/18 17:43

157、のオペレーター（本間氏）に連絡。

のち上席：星野氏が対応。

この日、折り返しの電話を受けることを決めた。

(私の気持ち)

本来は別件での電話であった。

正直、4日は経過していたが、まだ待とうというスタンス。

少々、遅いなど感じ、苦言を申し上げた。

2007/12/19 14:52、15:37

福岡お客様相談室室長：大道氏より電話を受ける。

これは「2007/12/18 17:43 星野氏との約束」によるもの。

状況の報告を行う目的、こちらのスタンスを説明する目的で、文書の発行を約束する。

スタンスとは、私は安易に被害者として振舞うのではないこと。

行動理念は、インフラとして存在するキャリアの存在や社会的余波について正しく把握した上で、影響を最小限にする目的であれば、可能なものについては指示を飲む、というもの。

(私の気持ち)

遅すぎる。

より早い対応をお願いします。

2007/12/21 18:54

オペレーター（下妻氏）にこちらより電話。

キャリアとのやり取りの日付、時系列データの確認を行った。

本書のキャリアとの日時データは、この日すりあわせを行っている。

（ただし誤植、ヒューマンエラーの可能性を全否定するわけではない）

この時点では、不正使用者がいたと仮定して、それを緊急で停止させるための施策（内部資料など）がとられた形跡を私は発見できなかった。
この日、第一報より「一週間」が経過している。

（私の気持ち）

キャリアに対し、より正式な形での状況説明が必要になったと判断。
目的は「緊急対応」をお願いするためであり、同時に報告という履歴が残ってしまうデメリット（本書の存在）について迷う。
が、緊急性を重視し、執筆に入る。
実は 12/19 段階では、このような書面が必要とは考えていなかった。
作成には入っていたが、完成させるつもりもなかった。
第一報より一週間が経過・・・そのため本格的に資料を作成する決意をした。

追記)

12/24 段階、いまだ足止め施策は行われていない。

冬休みに入り、ショップは賑わう時期に入る。

10 日が経過。

第二章 時系列（事象データ）に対する分析

本章にて明らかとなった点を列記する。

問題点の分析については、事項で詳細に扱う。

「メールより明らかなこと」

- 1、事実として、私の個人情報になんらかの方法で流出したのは明らか。
- 2、確実にキャリアからの流出事故と断定できないことも事実。
- 3-1、ただし推論としては、このメール内容が真であれば、ショップ店員関係者（元店員、知人は現役）を吹聴する者が、キャリア貸与端末を悪用したと高い可能性で類推される。
- 3-2、これは個人情報を悪意または私的利用のため、不正取得し、またこれを行なったと推定する論拠となりえると考えられる。
- 4、これが風説と仮定しても、携帯ユーザーが恐怖感を味わったことは事実。

「キャリアとのやりとりで明らかになった問題点」

- 5、キャリアはこの風説（メール内容）が事実かどうか即時に精査するための機能を実装していない（ショップ端末から DB へのアクセス履歴を保持していない）よってキャリアは否定する論拠をもつことができず、4の恐怖感を助長してしまう立場にある。
- 6、キャリアのシステムはこのメール内容が虚偽であることを証明できない。というよりも、本メール内容の操作が可能である状態に、現在もある。
- 7、キャリアは不正使用者がいる可能性の指摘を受け一週間が経過したにも関わらず、2007/12/21 現在、緊急で防止するための施策をとっていない可能性が高いこと。

別項

- 8、貴重な時間を、私自身が相当に浪費した事実。（資料作成、電話など）
- 9、精神的な負荷
 - ・相手からのメール
 - ・個人情報が抜かれた不安
 - ・会社の電脳的な立場、破壊行為に対する不安
 - ・友人、親族への同様の不安、
 - ・キャリアの今後、社会（インフラとして）
 - ・SNS、総務省発表、
 - ・付随して携帯ネットワークの未来と若者など。

8、9は嫌味かもしれない。

また事実であった場合、どのような法律に抵触するか、個人的に調査した内容を別項で取り扱う。

私は法曹の人間ではないのであくまで参考資料とさせて頂きたい。

法務部門・コンプライアンス部門より意見を求める必要がある。

第三章 第二項 問題点で取り扱うが、キャリアはこれを防ぐシステムを実装していない。またこの追尾も即時は不可能という現状にあるという事実を伺っている。どの程度の問題と認識しているか、という私見は、別項で取り扱う。

またどのような法律に抵触するかは、個人的に調査した内容を別項で取り扱う。

法務部門・コンプライアンス部門より意見を求める必要がある。

第二章 時系列（事象データ）社員の個別対応に対する所感

キャリア及びショップ店員の対応はいずれも素晴らしく、不快になることはなかった。逆に感情的になってしまったこちらが恐縮するもので、非常に質の高い社員教育をされていることが推察された。

とくに最初に連絡をした上席（日向氏）には、私が感情的になった場面があり、今でも申し訳なさを感じている。

これは本心からの言葉であり、キャリアオペレーター、上席、ショップ店員、各個別の対応に一切の非はないと宣言する。少なくとも苦情を申し上げた人間がそう感じているという事実はある。

彼らに対し、なんらかの責任追及を行う立場に私個人としては、ない。

無論、KDDI 社内のことであり、なんらかの責任問題などの議論は発生するかも知れない。これに私は感知する立場にはない。

ただし、彼らの誰か一人に対してでも処罰が下されることは、それは私の感情・心情的にマイナスに働く可能性が高いことを付記させて頂きます。

各担当者様、丁寧な対応をありがとうございました。

第三章 問題点

第一項 問題点1 (個人)

本章(第三章 問題点)は、責任を明らかにする目的ではなく、どういう問題があるかの提起を行う。

- ・個人情報保護法違反(付録にて詳細)
- ・脅迫・恐喝
- ・名誉毀損
- ・信用毀損
- ・抽象的危険犯に相当する可能性の指摘

キャリアにて保管されているデータ→住所・氏名

私の場合、苗字の「小坪」

及び、住所の「行橋(市)」

の二点をクエリワード(検索ワード)とし検索エンジンを使用

yahooにて検索

→約114件 hit (2008/12/20 現在)

Googleにて検索

→383件 hit (2008/12/20 現在)

その多くが私の個人情報、血縁者の個人情報であり、所有する企業などが出てきてしまう。(ロータリークラブ役職、PTA会長、民生委員、会社HP、付随して業務用メールアドレス)また私自身、政治活動中ですが、それに関するデータも含まれている。(選挙活動ではありません)

実害としては、会社のメールがおかしくなりました。

(修復済み)

本項において、私個人に関する問題について非常に大きなダメージも予測される。ただ、本項(第三章 第一項)に関する内容は後回しで構わない。

犯人探しや私への救済を含む正式な処置は、後回しとされることを希望する。

検索エンジンの検索結果はキャリアと無関係なように思われるが、クエリワード（検索ワード）の情報が本件で取り扱う内容である以上、これは危険犯を構成する可能性がある。

法曹分野でない私が判断するには少々解釈が難解だが、この法的責任もキャリアに及ぶ可能性を指摘する。どちらにせよ私、及び親族は法益侵害のおそれはあることに間違いはなく、その責任がどこか、という論に過ぎないと感じるため問題点として提起する。

可能性の指摘に留めるため、添付資料を元に推察願います。

注5)

以下、[wikipedia](#) の危険犯について資料を一部抜粋（付録にて全文コピーを添付）

危険犯（きけんはん）とは[法益](#)の[侵害](#)が具体的に発生していなくても、法益侵害のおそれがあれば実現する[犯罪](#)を言う。

これに対して犯罪の成立に具体的な法益侵害が必要とされる犯罪は[侵害犯](#)と呼ばれる。

よって、PC へ攻撃を受けてダウンしていた場合は、さらに侵害犯、及び信用毀損を構成する可能性があります。責任分野がキャリアと断定しているわけではなく、被害者視点での被害例である。繰り返しになるが、本章（第三章 問題点）は、責任を問う目的ではなく、どういう問題があるかの提起に留める。

信用毀損（刑法第二編三十五章「信用及び業務に関する罪」）

233 条（前段・信用毀損罪、後段・偽計業務妨害罪）

234 条（威力業務妨害罪）

234 条の 2（電子計算機損壊等業務妨害罪）

参考として信用毀損についても [wikipedia](#) の全文コピーを付録に添付します。

第三章 問題点

第二項 問題点2 (キャリアのシステム構成)

簡潔に書く。

本件を否定できないシステム構成。

具体的には、

- ・ 生年月日
- ・ 電話番号
- ・ 本人確認を行ったと偽装

以上を用いて

ショップ端末を悪用、不正にアクセスした場合

これを追跡、管理することが不可能である。

これが最大の問題点である。

事実であれば、私の実被害の調査より優先して対応されるべき。

第三章 問題点

第三項 問題点3（想定される犯罪、性的略取など）

女性 A 高校生 16 歳
男性 B 社会人
店員 C 端末悪用で商売

A は援助交際（売春）目的で、SNS にて客を募集。
B より金品の授受をもって性行為に及んだ。
この際、A、B は電話番号を交換。

のちも A、B は SNS サイト（固体識別番号より固定ハンドル）にて、
コンタクトが取れる状態を継続。

A が誕生日を迎える。その日、A は SNS サイト内で
「17 歳になりました」
との日記を記載。

B はこの日記より、A の生年月日を逆算。
電話番号、生年月日の二つの情報を持ち、
ショップ店員 C に「個人情報」の不正取得を依頼。
B は C に対価として金銭を授受した。

B は C より入手した個人情報（氏名・住所）により、名簿を用いて高校名を特定。
クラス、交友関係、親への連絡先（固定電話機の番号）を入手。

上記の情報をもって、日常生活を人質とし、B は A を脅迫。
継続的な性行為を要求。さらに売春行為を強要し、B は A より金銭を取得する。
またこの一部は、ショップ店員 C へと還流される構図。

結果、A は自殺。

SNS という半匿名性という世界において事実確認が困難なこと。
また風説（ネット用語：釣り）である可能性、以上を加味し
仮定の話のケースとして取り扱う。

ただしこれはキャリアのシステムが、キャリアからの説明通りであれば、「事実ではないこと」を証明することは不可能である。
この「証明が不可能」なことが問題点である。

また調査・事実確認すら不能な状態下にある。
あえてこの法的責任については、本資料では触れない。
「責任問題の論拠」など、恐らく誰が見ても不要なためである。

法論拠ではなく、強いてあげるならば、

- ・ 携帯 SNS サイトはキャリアが提供しているインフラであること
- ・ 固体識別番号はキャリアが発行していること
- ・ ショップ端末悪用はキャリアにも責任が及ぶこと。
- ・ 第三章 第二項で挙げたように、これを防ぎうるシステムを実装していないこと。

第四章 改善提案例

第一項 改善提案例 1（緊急の足止め）

ショップ端末を悪用している店員がいたと仮定した上で、それを緊急で停止させるための処置。

提案内容としては、ショップに対する内部文書を用いて行う。

ウソにならない範囲で、アクセスログが存在するかのような雰囲気醸し出し不正かも知れないアクセス履歴があったため、端末を使用した店員と DB に個人情報にアクセスされたユーザーに対して事情聴取を開始した。

・・・と書けば、確実に悪用をやめるだろうが、これはさすがにマズイ。これと同様の効果があり、もし悪用している者がいた場合、その行為に対して恐怖感を与えるような（例えば罰則、刑事罰を与えることもある、とか）内部文書を発行してしまえば良い。

（効果）

少なくとも、私と私の友人たちは（キャリアによっても与えられた）恐怖感を払拭することができる。また今後の被害を防止することができる。キャリアとしては、早急な停止処置を行ったことが、事後、社会的な評価となるだろう。

第四章 改善提案例

第二項 改善提案例 2 (DB システム改善)

当然であるが、ショップ端末からDBにアクセスした履歴(ログ)を管理できるシステムを実装すること。中長期的には、確実に必要な機能である。

「個人情報流出の可能性」を指摘した私の質問に対し、これがないために即座に回答できていない。またこの調査がままならぬということは、捜査協力も難しく、刑事告発も難しいという現状がある。

発展的な機能としては、他県からDBへのアクセスがあった場合、該当するユーザーに即座に電話・メール・ネットを介したラジオボタン等の機能を用い、ユーザー側に「個人情報の閲覧」を毎回許可してもらう、というような方策も考えられる。

配偶者、親・子供に関しては身分証のコピーの取得だけに止まらず(この画像すら不正に流出した場合を想定)サインなどを取得しておけば「悪用し窓口に来た人間」または「端末を不正使用した店員」に、ほど100%の責任を追及することができる。

言い換えればキャリア責任をゼロと言わしめるだけのシステム実装の提案例である。

が、もちろん処理が煩雑になれば、ショップ側の負荷が増加し、コストアップにつながる。難しい操作が必要となれば、教育に時間はかかるし、ヒューマンエラーを発生させる要因ともなる。

またユーザーに煩雑な確認を求めれば、嫌気を覚える人もいるかも知れない。

ただこれに関しては逆の効果も期待でき、個人情報に関して真摯な取り組みと理解してもらえれば、ユーザーからは概ね共感を得るのではなかろうか。

よってユーザー側の操作を、新たに(少しだけ)要求することはKDDIにとってもブランドイメージの向上に寄与するのではないかと考える(私見)

第四章 改善提案例

第三項 改善提案例3 (キャリアのリスク回避)

(本稿の記載について)

本項の提案内容は、あまりに突飛で、素人が口出しして良いような内容ではありません。また、この項で行う提案は、本書全体の立場とは若干、異なります。と、言いますのは「被害を被った可能性がある人間の立場」という視点ではありませんし、そういう意味では本書には必要のない項とも言えます。

しかしながら、この項目の存在こそが、私のスタンスを説明できるものであると思うし、代案や意見を伴わない形での安易は批判・否定・苦情を(個人的に)嫌うという私自身の性質に因る部分も大きいでしょう。

「私なら、こうあって欲しい」というビジョンがなく、単純に過去の事実に縛られるような立場は、単純に嫌だったのです。

(そのような理由から、本項の書き出しは口調が異なります)

ウィルコムを含む、キャリア全社(携帯事業者)により、株式会社の設立。個人情報保護、ショップからのアクセスをこちらに一括集中させる。

第一義は、リスク分散である。

キャリアという公益性の高い企業は、このような高いリスクを背負うべきではない。今回のようにプライバシーポリシーが守られていない、などはダメージが大きすぎる。このようなリスクは近年、突然あらわれたように思う。

原因分析としては派遣社員・アルバイトの増加、協力会社、ゆとり教育世代、モラルハザードなど社会的・人的資源的なキャリアの管理側面が挙げられる。

同時に、急速なインターネットの普及、携帯ネットワークの進化により、「ツール」として悪用された場合の影響が、倍増してしまう環境が出現してしまった。

また携帯ネットワークを利用している住人(一般ユーザー)は、ネットのリスクや個人情報に関するリスクを認識していない、というユーザーの問題。

被害数の倍増、被害金額の倍増は、管理責任の倍増でもあり、キャリアのリスクの倍増を意味する。

車でスピードを出すのであれば、公道でレースの真似事を行うことより、サーキットで行ったほうが遥かに安全である。
それは一般的には間違いない。

ただし、免許ももたぬ者を車に詰め込み、サーキットにたくさん投入すれば大事故を起こしてしまうことは容易に想像できる。
主張したいのは、一般ユーザーにとって、携帯が「いままでの公道」から「突然サーキット」になったことを認識していないことである。

また管理するサーキットの運営側も、ネットワークという乗り物が「普通車」から「レースカー」になってしまい、突然スピードが上がってしまったレースカーたちに、安全に関する施策（ルールや規制）が十分に打ち出せているとも思えない。
これに追随するのは事実上、不可能であろう。

残念なことに、2ちゃんねるを始めとしたインターネット環境で修練を積んできたプロレーサーのようなユーザーも、同時に相当数おり、これが一緒くたになってサーキットを走行しているような状況が、現在だと認識している。

具体的には、情報の悪用の仕方や、プログラムのセミプロのような素人が多数混在しているということである。本件での被害の報告にあたり、このようなことが背景して存在していると私は考える。

だが、そのような内容を論じる場面ではない。

事実としては、キャリアは、非常に大きなリスクを背負ってしまっている。
インフラたる携帯産業が、このようなリスクを背負うことは得策ではないと考える。キャリアがダメージを負ってしまうことは、社会的な影響が大きすぎるためである。

また SNS との絡みなど、複雑化していくネット社会。
これに対応するためには、専門部隊が必要と考えられる。

キャリアからはそのような複雑化し特化した業務（携帯ネットワーク）とリスク（個人情報流出などの法的リスク）をセットで切り離すことが望ましい。

KDDI が独自で子会社を持つことも検討はされるが、100%出資の子会社が不祥事を起こせば、KDDI と同義であるためリスク分散の効果はない。完全な独立会社とすることも考えられるが、新会社の業務内容を考えると野放しにするのも危険である。

同時に独立会社と言えど、一社のみ情報を扱うのであればやはり事故を起こした際は、KDDI に墨が及ぶ。

よってリスクの切り離しという面からも、全キャリアの共同出資 新会社が必要だという結論に至った。

もちろんリスクを集中させるだけ、という身代わりのような、後ろ暗いものではなく、この会社は「事故を未然に防げる」個人情報の管理のプロフェッショナルであるべきだと考える。

前述のサーキットの運営を、携帯ネットワークの管理（公式サイトについて）も、一任してしまうのだ。

（これは各社の独自携帯ネットワークの消失を意味するわけではない）

今後も進化を続けるであろう（また私自身そう願う）携帯ネットワーク、これに付随して将来予測される様々な問題。これに特化し、事案を処理していくための部隊。

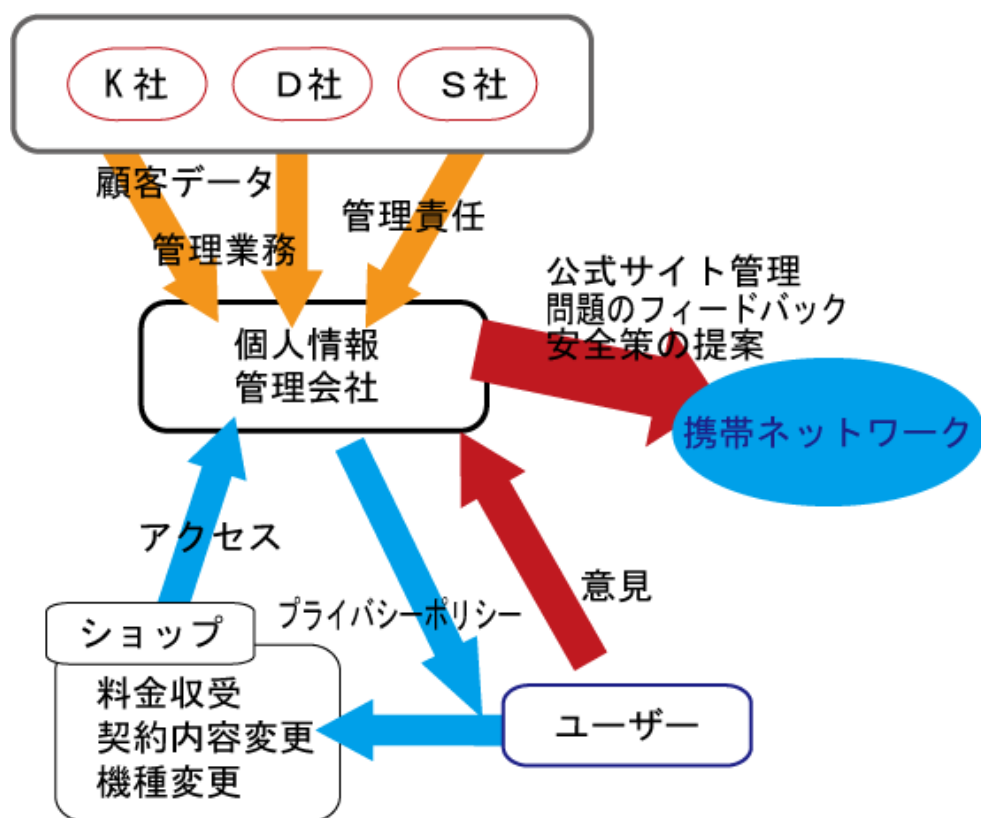
各キャリアの法務、コンプライアンス、システムと密接に連絡をとることで、また各公式サイトの問題を現場レベルで取り扱うことで、非常に高い経験・スキルを有志、それをもってリアルタイムに、即座に行動を起こすことができる。当然、意思決定に際し（キャリア責任とならないことから）通常よりも素早い決断が可能となると期待できる。またスペシャリストとして存在するため、背水の陣とも言え、高いモチベーションが期待できる。

とくに総務省の規制絡みにおいて、SNS サイトが有害と判断されるかどうか微妙な瀬戸際である。

これだけ強固な管理体制を、携帯事業者が合同で敷くということになれば、（総務省を始めとする）各種規制に対しても真っ向から反論が可能だと考える。フィルタリングで振り落とされる可能性がある若手ユーザーを守ることもでき、また少しでも多くの公式サイトを残すことができる。

これはキャリアの発展につながるだけでなく、各種通信事業者の発展と安定をもたらすことになると思います。

以上の効果に比べれば小さなことから知れないが、全キャリア統合の個人情報を取り扱う会社の新設は、MNP の絡みも考慮すると、現場の実務レベルにおいても、さらに円滑な業務遂行が可能となると思われる。



第五章 意見

キャリアは日本の宝だ。非常に公益性の高い企業であり、当然インフラの一部と考えている。これは私個人ではなく、社会通念上、常識であろう。

未来に対しても、情報通信産業の今後を担う、非常に重要な企業だ。
総務省よりフィルタリングを含め、規制強化が叫ばれる昨今、その重要なキャリアの法務部門、コンプライアンス部門は、いったい何をしている！！！！
システム部門を含め、横の連携、全体把握はどうなっている！！！！

あなた方まで何かやらかしてしまえば、若者は「無害」という名の無菌室で育てられ、白ではなく、透明な世代が誕生してしまう。

(総務省には、一概には賛成できない)

透明とは、
赤に触れれば赤になり、
黒に触れれば黒になる。

純白には育つまい、シミもあるだろう。
しかし透明よりはマシだ。

携帯ネットワークについては危険性も多々ある。別の意見（異なる日に固体識別番号・半匿名性による危険、相談を具申している）についても、一考して欲しい。確かに危険も、あるのだ。

しかしながら。
それでも、それでも、若者には携帯ネットワークが必要だと、私は考えています。社会にとっても……。そしてそれは一意見ではなく、社会からの声だと考えております。

繰り返します。
多少は汚いものも知り、純白には育たない環境だろう、グレーかも知れない、シミもあるかも知れない、だけど、だけど透明よりはマシだ！！！！！！

その、鍵を、キャリアが握っている。

にも関わらず、キャリアがこのような初歩的な問題を抱えている。
あまつさえ、ダメージを受けようとしている現状。
社会の末端として、国民として、
非常に強い憤りを感じる。

こんなことでキャリアがダメージを負うようなことがあってはならない。
こんな初歩的な、こんな、こんなモバゲーでもやらないようなミスを！！

怒りもある。第四章 改善提案1及び2については、第一報となる2008/12/14段階で、オペレーター上席（日向）に具申済み。緊急で、かつ全力の対応をお願いした。これは相当具体的な提案であり、内部文書であれば（素人考えではあるが）問題はないはず。もし仮に問題があるなら、他の代案を立てるべき。緊急で防止する効果があるものであれば、どのような手法でも構わないと考える。（法的に問題なければ、です）
そもそも（悪用を可能とする状況の）緊急での足止め、これが一番の要望だった。一週間が経過したが、端末悪用をショップ店員に可能とさせている状況を、停止させるための処置が、いまだ講じられていない。

全力対応であれば、なんらかの動きがあつて然るべきだと考える。キャリアには、そうするだけの「社会的責任」がある。無論、法的にも。
一週間は、時間がかかりすぎだ、と感じる。

ただ、上役とは言え、情報が上層に伝わるのに時間が必要なのかも知れない。
経営判断も必要となり、強く言えないのかも知れない。
部門が跨り、現状把握に時間がかかっているのかも知れない。

ならば可能な限りの現状把握をこちらでまとめ、関連すると思える部門に送付するしかない。代表者を含む、決裁権のある人間に直接直訴するしかない。

そのような判断を個人的にしましたので。
ゆえに本書が存在します。

キャリアが保身に走って構わない、
指示があれば従いたい、
何度も繰り返しましたが、本心です。

社内で自主的に発覚し、その後、被害が見つかった、
そういう形でなければ、本来はダメなのです。

これは関連部門に対して、辞職的な責任を問う目的ではなく、ベテラン社員に
対し、激を飛ばした言葉と理解して頂きたい。誰かの責任を問いたいわけでは
ない、現状で指揮系統が変わることのほうが無責任だ。

とてもきつい内容ではありますが、頑張ってくださいと、書いているのです。
大変だとは思いますが、頑張ってください、と。

当面の要求

- 1、 私の事件が事実であるかどうかの調査、及び被害の調査、補償、謝罪などは、後回しにして頂いて構わない。
- 2、 早急に「第四章 改善提案1」またはそれに類する手法で、悪用を不可能とする環境を整備して欲しい。
- 3、 逮捕者が出ることは望まない。(話しが大きくなる可能性があるため)
- 4、 辞職者が出ることも望まない。
- 5、 社内責任追及を行うのであれば、「第四章 改善提案2」が完了したあとにして欲しい。

責任が疑われる部門が、一番にやらねばならないこと、それは早急なるシステム改善であり・・・

(私が提出したの改善案はあくまで例である、同様の効果があればどのような手法でも構わない。とりあえず、今回、調査すらできなかつたのはなぜだ？とりあえず、流出した、してない、の即座の回答ができるようにすること。このシステム改善こそが急務)

・・・この早期構築こそが、社会に対して、私に対して、当然KDDIに対しての、責任を果たすことだと、私は考える。

そして、この改善は、責任を疑われる部門の力こそが要求されるはずだ。どの部門の責任か、誰が悪いか、そんなことで堂々めぐりをすることを私は望みません。

現段階で、一つだけ私的なお願いをするならば、個人レベルで編纂したこの資料、どの程度の整合性があるか、妥当性があるか、また携帯ネットワークの今後など、意思決定権のある方とお話してみたいです。

(後学のため、また楽しみという意味で、あまり堅苦しくなく)

7、意思決定部門と飲みに行く、など。

よろしく願いいたします。

本資料の著作人格権については、執筆者が所持しており、無断での転用・複製は許可しないものとする。閲覧については可能。

付録：参考資料

- 契約時に受ける説明
- 販売促進資料
- au (KDDI) 及びショップから、我々ユーザーにして頂いている約束
- KDDI 会社情報：公開情報＞プライバシーポリシー
- 危険犯－wikipedia
- 信用毀損罪・業務妨害罪－wikipedia
- 個人情報保護法令 内閣府